



島根県報

令和6年12月27日（金）

号外 第 126 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出の取下げ	(中 小 企 業 課)	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(")	3

告 示**島根県告示第739号**

令和6年島根県告示第574号で告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による次の届出は、取り下げられたのでここに告示する。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 取り下げられた届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ナフコ斐川店 島根県出雲市斐川町上庄原1130番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年5月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,656平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

建物西側 82台

建物南側 33台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 48平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北側 39.72立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

午前7時から午後8時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物西側 2か所

建物南側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

2 取下げ年月日

令和6年12月20日

3 取下げの理由

大規模小売店舗立地法第7条第1項に基づく説明会を令和6年11月1日に計画していたが、会場確保に関する諸事情

により、届出から2か月以内に説明会が開催できなかったため。

島根県告示第740号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナフコ斐川店 島根県出雲市斐川町上庄原1130番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年8月24日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,656平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 82台

建物南側 33台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 48平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北側 39.72立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時から午後8時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物西側 2か所

建物南側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

2 届出年月日

令和6年12月23日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。